

平成27年8月3日  
地域政策課**富岡町復興整備協議会の設立について**

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）の制度を活用して、県内ではこれまで、いわき市を始めとする津波により甚大な被害を受けた沿岸地域7市町村と川俣町を始めとする内陸部の原発被災地域3町村の計10市町村がそれぞれ県と共同で復興整備計画を作成し、農地転用の特例措置などを受けてきました。

この度、富岡町が県内では11番目となる復興整備計画案を作成したことから、計画を協議するため復興整備協議会を下記のとおり設立することとなりました。

計画案では、富岡駅前の交通広場を移転する都市計画道路事業について、復興整備協議会においてワンストップで協議することにより、都市計画の変更手続きの簡素化を図ります。

## 記

**【富岡町復興整備協議会設立会議】**

- 日 時 平成27年8月13日（木）午後1時30分から（予定）
- 場 所 県庁本庁舎5階 正庁
- 出席者 富岡町、県（関係各課長）、福島復興局

（第1回富岡町復興整備協議会会議（設立会議終了後））

**■協議事項** 富岡町復興整備計画

（駅前門口線計画道路事業、駅前本町線計画道路事業を記載）

（予定） 都市計画の変更（駅前門口線：90m縮小、0.3ha追加）

（駅前本町線：90m拡大、0.3ha廃止）

**■出席者** 富岡町、県（関係各課長）、福島復興局

（予定）

※このほか同日、各市町村の復興整備協議会会議を開催する予定となっております。